

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省29-④)

<p>政策分野名 【施策名】</p>	<p>グローバルマーケットの戦略的な開拓</p>				<p>担当部局名</p>	<p>食料産業局(国際部、消費・安全局、生産局) 【食料産業局食文化・市場開拓課/輸出促進課/知的財産課/食品流通課/食品製造課、国際部海外投資・協力グループ、消費・安全局動物衛生課、生産局総務課】</p>				
<p>政策の概要 【施策の概要】</p>	<p>世界の人口の増大や各国の経済成長等に伴い、世界の食関連の市場規模も拡大が続くと見込まれるとともに、海外における日本食への関心も高まっている。 このため、今後成長が見込まれる世界の食関連市場の獲得に向けて、成長著しいアジア諸国のみならず、より購買力の高い人口を多く擁する欧米の大市場も重視しつつ、日本の農林水産物・食品の輸出や、食品産業のグローバル展開を促進する。 また、知的財産を戦略的に創造・活用・保護する取組を促進する。</p>				<p>政策評価体系上の位置付け</p>	<p>食料の安定供給の確保</p>				
<p>政策に関係する内閣の重要政策</p>	<p>食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第3 1(3)グローバルマーケットの戦略的な開拓 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) 第2 I 3(2) iii 輸出力の強化 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂、平成28年11月29日改訂) III 施策の展開方向 1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進</p>				<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成31年8月</p>				
<p>施策(1)</p>	<p>官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進</p>									
<p>施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】</p>	<p>これまでの輸出促進の取組は、産地単位や都道府県単位での取り組みにとどまり、特定の国や時期に輸出が集中するなどの課題が生じていたことから、これを解消することが重要である。 このため、オールジャパンの輸出促進の司令塔である輸出戦略実行委員会において、品目別や品目横断的な課題への対応方向を検討し、主要品目別に設立された輸出団体による輸出拡大の取組を関係府省等が連携して推進する。 また、輸出先国の規制等、輸出促進の阻害要因になっている課題を洗い出し、改善に向けた対応状況を明らかにした輸出環境課題レポートを毎年作成・公表し、輸出環境課題の解決に向けた取組を優先順位を付けながら計画的に推進する。 更に、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録を一つの契機として、日本食や日本の食文化を世界に展開する素地が整ってきていることから、日本の農林水産物・食品の輸出促進に資するよう、平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会などの国際イベントを積極的に活用し、日本食や日本の食文化の海外展開を戦略的に推進する。</p>									
<p>目標① 【達成すべき目標】</p>	<p>官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進</p>									
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>ア 農林水産物・食品の輸出額</p>	<p>4,497億円</p>	<p>24年</p>	<p>1兆円</p>	<p>31年</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>	
					<p>-</p>	<p>7,000億円</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>国内の食市場が縮小する中、340兆円(2009年)から680兆円(2020年)に拡大するといわれる世界の食のマーケットを目指した、日本産農林水産物・食品の輸出拡大が必要であることから、「農林水産物・食品の輸出額」を測定指標として選定している。 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、農林水産物・食品の輸出額を2020年(平成32年)までに1兆円とするとされた目標を、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)において、平成31年に1年前倒し達成を目指すこととされたことを踏まえ、目標年を変更することとした。 なお、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、中間目標値(2016年(平成28年)に7,000億円)を除き単年の目標値は設定していない。</p>

イ 新たなJAS規格の制定件数	-	-	20件	32年度	-	-	-	-	-	<p>一般に、規格・認証の活用は、事業者間の取引等において、産品や取組の内容について説明・証明を容易にし、取引の円滑化や販路の開拓等に寄与するものである。</p> <p>今般、国内市場が縮小傾向にある中、海外市場での我が国の輸出力強化を図ることは喫緊の課題であるが、価値観や文化、商慣行が異なる者同士が取引を行う海外市場では、必要な情報や信頼の担保のため、規格・認証の活用が有効であるところ。</p> <p>以上を踏まえ、我が国の農林水産分野では低調であった規格・認証への戦略的対応を推進するため、事業者の発意に応じ、国際化を見据え、我が国の強みのアピールにつながる多様なJAS規格を制定・活用し得るよう、JAS法を改正し平成29年6月23日付けで公布したところ。</p> <p>このような中、制度面の整備だけでなく、事業者が自らの強みを活かせる規格を制定し、取引に活用していくことが重要であることから、まずは事業者の発意に応じた新たなJAS規格の制定を促進することとし、新たに制定されるJAS規格の数を測定指標として選定した。</p> <p>目標値については、これまでよりもJAS規格制定数を大幅に増やしていく必要があることから、当面の目標として、平成29年度から平成32年度までの間に20規格を制定することとして設定した。</p> <p>なお、規格制定には長期にわたる取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。</p>
施策(2)	食品産業のグローバル展開									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	食品産業が持続的に発展していくためには、成長著しいアジアなど世界の食関連市場も取り込んでいくことにより、その事業基盤を拡大、強化していくことが重要な戦略の一つである。このため、日本食や日本の食文化の海外への普及を図る取組とも連携しつつ、食品産業の海外展開を促進するための環境整備を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】	食品産業の海外展開の促進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 海外展開の支援事業を通じて得た知識・人脈等がその後の企業活動に活かされた」と評価される割合(事業で支援を行った各社への事後アンケートの結果「活かされた」と評価された割合)	-	-	90%	各年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
イ 我が国食品産業の現地法人数	1,071法人	27年	1,320法人	32年	1,070法人	1,120法人	1,170法人	1,220法人	1,270法人	<p>食品産業の事業基盤を強化し、我が国の食料の安定供給の確保等を図るためには、食品製造・流通業の現地生産・販売の取組や外食産業の進出を促進することが重要であることから、「我が国食品産業の活動規模(現地法人数)」を測定指標として選定した。</p> <p>目標値については、我が国食品産業の現地法人数の近年の増加傾向を維持することが重要である。このため、データ取得が可能な過去8年間の我が国食品企業(食品製造業)の現地法人数データを用いて、線形回帰分析により平成32年の法人数を1,320法人と推計した。</p>

施策(3)		知的財産の戦略的な創造・活用・保護																			
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		6次産業化の本格的な事業展開や輸出促進、インバウンド需要の獲得に当たっては、地域におけるブランド製品の価値を十分に評価し、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組をいっそう強化することが重要である。このため、国内外の市場において、戦略的に知的財産を生み出し(創造)、経済的価値につなげ(活用)、模倣品・海賊版から守る(保護)取組を推進する。																			
目標① 【達成すべき目標】		知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化																			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
					年度ごとの実績値																
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度												
ア	地理的表示が登録されている都道府県の数	0都道府県	26年度	47都道府県	31年度	10都道府県	20都道府県	29都道府県	38都道府県	47都道府県	10都道府県	21都道府県	34都道府県								地理的表示保護制度は、気候や風土、地域で長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を獲得するに至った製品の名称である「地理的表示」を知的財産として保護する、日本ではこれまでにない新しい制度であるため、広く制度周知を図り、都道府県等の自治体とも連携し、全国での活用を促すことが喫緊の課題である。このため、地理的表示が全都道府県で登録されることを目標とし、その達成状況を計る測定指標として選定した。 目標値については、まずはリーディングケースとしての実績を作ることに伴い、これを契機として更なる申請、制度の活用の拡大が期待できることから、5年間で全都道府県において少なくとも1登録されることとして設定した。 年度毎の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。
イ	我が国農産物の輸出強化につながる品種の海外への品種登録件数	0件	29年度	100件	34年度	-	-	-	-	-	-	-	0件								農産物輸出を進めるためには、我が国で開発された優良な植物品種について海外での知的財産権保護を推進し、日本の品種の海外流出を防ぐことが必要であることから、我が国の農産物輸出強化につながる品種の海外への品種登録件数を測定指標として選定した。 目標値については、輸出促進上特に重要な食用農作物が年間100件程度あり、このうち2割にあたる20件/年の登録を目指すことから、今後5年間で100件とした。年度毎の目標値については、品種登録に要する期間は国内において平均2.7年程度であるが、海外への出願であること、果樹等は通常より長期になること等を考慮し、期間後半に増加するものとして設定した。
ウ	植物品種保護制度に関するASEAN各国での研修・セミナー開催回数	4回	26年度	16回	29年度	8回	12回	16回	-	-	10回	13回	16回								東アジア地域を対象に、国際基準であるUPOV条約 ^(註1) に準拠した植物品種保護制度の整備及び運営促進を図るため、「植物品種保護制度に関するASEAN各国での研修・セミナーの開催回数」を測定指標として選定した。 目標値については、海外で我が国の品種が保護されるためには1)植物品種保護制度の整備とともに2)新品種登録のための審査技術の向上が必要となることから、この両面について着実な進捗を図るため、ASEAN10か国のうち既にUPOV91年条約に加盟しているシンガポールとベトナムを除く8か国において、1)法整備促進のための意識啓発セミナー、2)審査技術研修をそれぞれ着実に実施することを目標として設定した(8か国×2種類)。 年度毎の目標値については、こうした研修・セミナーには日本から講師が参加するため、経費と労力を平準化させるため、毎年4回ずつとした。
政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等					平成29年行政事業レビュー 事業番号										
	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]																		
(1)	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法) (平成27年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (3)-①-ア	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結び付いている製品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保護制度について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、農林水産業及びその関連産業の発展、併せて需要者の保護がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。					-									
(2)	種苗法 (平成10年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (3)-①-イ	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、農林水産業及びその関連産業の発展、併せて需要者の保護がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。					-									

(3)	輸出総合サポートプロジェクト事業 (平成25年度) 輸出総合サポートプロジェクト (平成28年度) (主)	1,192 (1,182)	1,381 (1,381)	1,481 (1,409)	1,601	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	我が国の農林水産物・食品の輸出を1兆円に拡大させるため、JETRO等への補助を通じて、輸出に取り組む事業者の裾野を広げるとともに、多くの輸出機会を創出し、川上から川下に至るまでの総合的なビジネスサポートを強化する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	0022
(4)	輸出戦略実行事業 (平成25年度) (主)	152 (152)	152 (147)	152 (152)	141	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	我が国の農林水産物・食品の輸出を1兆円に拡大させるため、オールジャパンでの輸出促進の司令塔として、輸出戦略実行委員会を開催し、品目別の「輸出拡大方針」を策定、品目別輸出団体の取組の検証、諸外国の輸入規制等の輸出環境課題の整理等を行う。また、輸入規制に関与する外国政府の行政官等を招へいし、日本の農林水産物・食品の安全性等に関する現地確認等を行う。 この支援措置により、世界の食関連市場の獲得に向け、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、日本の農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0023
(5)	食品産業グローバル展開インフラ整備事業 (平成25年度) 食品産業グローバル展開推進事業 (平成28年度) (主)	198 (168)	102 (91)	104 (99)	188	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	食産業のグローバル展開に当たって障壁となる諸外国の食品の規格基準等への対応やグローバル展開のための人材確保の取組及びフードシステム全体での海外展開を支援する。 この支援措置により、世界の食関連市場の獲得に向けた、食品産業のグローバル展開の推進が図られることに寄与する。	0024
(6)	輸出に取り組む事業者向け対策事業 (平成25年度) (主)	868 (668)	1,140 (989)	842 (677)	812	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	我が国の農林水産物・食品の輸出を1兆円に拡大させるため、品目別の輸出促進の司令塔としてマーケティングや産地間連携を行う品目別輸出団体の育成や、周年供給体制の構築を図るため産地間連携や輸出環境整備を図る取組等を支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	0026
(7)	輸出環境整備推進事業 (平成27年度) (主)	-	67 (53)	293 (256)	293	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	我が国の農林水産物・食品の輸出を1兆円に拡大させるため、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備のための政府間交渉に必要な情報・データの収集等を行う。また、日本産食品に多く含まれる既存添加物の使用が米国、EUで認められるためのデータ収集等の支援や米国食品安全強化法に事業者が対応するための支援を行う。 これらの支援措置により、世界の食関連市場の獲得に向け、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	0028
(8)	国際農産物等市場構想推進事業 (平成27年度) (主)	-	62 (52)	200 (172)	220	(1)-①-ア	国際空港近辺の卸売市場から国産農産物等を輸出する構想(国際農産物等市場構想)を推進するための調査と計画策定を支援する。また、卸売業者や仲卸業者等が輸出対応型の品質管理高度化設備を導入する取組を支援する。 これらの支援措置により、卸売市場からの輸出を促進するための環境が整備され、国産農産物等の輸出拠点として、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0029
(9)	国際農業協力等委託・補助事業 (平成25年度) (関連:29-3,5)	184 (183)	321 (300)	293 (290)	491	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	食のインフラシステムの輸出を通じた我が国食産業の海外展開の促進に向け、官民協議会を設置し、重点地域・国におけるフードバリューチェーン構築のための調査・取組を支援する。 これらの取組を実施することにより、グローバル・フード・バリューチェーン戦略に基づく、食のインフラシステム輸出が推進されることで、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	0043
(10)	食文化発信による海外需給フロンティア開拓加速化事業 (平成28年度) (主)	-	-	800 (767)	665	(1)-①-ア	海外において日本食・食文化の魅力発信の取組を実施し、日本産農林水産物・食品に対する海外レストランや一般消費者の需要開拓を推進する。 この支援措置により、海外における日本食・食文化の理解の深化を図り、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0033

(11)	食によるインバウンド対応推進事業 (平成28年度) (主)	-	-	70 (69)	70	(1)-①-ア	地域の食の魅力を発信する基盤づくりを支援するとともに、訪日外国人に日本の食を楽しんでもらうための環境整備を推進する。この支援措置により、インバウンド需要の増大が日本産食材等の評価を高めるといった好循環の構築を図り、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0036
(12)	地理的表示保護制度活用総合推進事業 (平成28年度) (主)	-	-	174 (161)	174	(1)-①-ア (3)-①-ア	地理的表示(GI)の登録申請を支援する窓口の整備、地理的表示保護制度の普及啓発と理解の促進、地理的表示保護制度等を活用した地域ブランド化とビジネス化の支援、知的財産マネジメントに関する普及活動と人材育成、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を推進する。 これらの支援措置により、農山漁村の持つ知的財産としてGI等の地域ブランド製品の価値の十分な評価、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組の一層の強化及び諸外国において第三者が我が国の地名を冠した商品を販売するといった問題への対応等がなされ、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及びGI等の知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	0034
(13)	日本発食品安全管理規格策定推進事業 (平成28年度) (主)	-	-	90 (85)	100	(1)-①-ア	国内の食品市場が今後量的に縮小すると見込まれる一方で、世界の食品市場は大きく拡大する見通しの中、HACCPの導入を進めつつ、国内の食品安全への取組を向上させるとともに、我が国食料産業が海外の食市場の成長を取り込んでいく必要がある。そのためには、食品事業者が国内外の市場から適切に評価され、競争力を向上させる環境を整える必要があり、それを目的として、国際的に通用する日本発食品安全管理規格・認証スキーム文書の案の作成とその国際標準化を推進する取組を支援する。 この支援措置により、国内の食品安全の向上に寄与するとともに、我が国の「食文化・食産業」の海外展開が促進され、成長するアジア市場の需要を取り込むことで、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0035
(14)	農業ICT標準化推進事業 (平成28年度) (主)	-	-	15 (15)	13	(1)-①-ア	農業生産に関連する様々な情報は、ICTを活用して多くの情報を集約することでビッグデータとなり、生産性向上や高品質化等様々な目的に利用できると期待されている。しかし、現在、我が国の農業分野のICTには統一規格がなく、関連企業はそれぞれ独自の規格に基づく製品を販売しており、互換性がないことから、ビッグデータ解析が困難な状況である。そこで、農業生産現場における情報の創成・流通を促進するため、農業分野のICTの標準化推進に寄与する。	0037
(15)	家畜衛生対策事業 (平成17年度) (関連:28-3,5)	1,930 (1,696)	1,731 (1,729)	1,479 (1,475)	1,548	(1)-①-ア	BSE検査を確実に実施することで、国際機関であるOIEが認定するBSEリスクステータスを維持し、これによって牛肉輸出可能国の新規開拓(維持)を行い、牛肉の輸出促進に寄与する。	0049
(16)	戦略的監視・診断体制整備推進事業委託費 (平成20年度) (関連:28-3,5)	60 (58)	54 (54)	75 (74)	68	(1)-①-ア	本事業により、家畜及び野生動物における家畜の伝染性疾患の監視・診断体制を整備・強化する。これにより、安全な畜産物の供給体制が強化され、農林水産業・地域の活力創造プランの「動植物検疫等輸出先国の輸入規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化」並びに「食料・農業・農村基本計画」の「科学的根拠に基づき、検疫協議を戦略的に実施」を具体化し、輸出促進に寄与する。	0050
(17)	動物疾病基幹診断施設のISO17025等外部精度管理支援事業 (平成28年度) (関連:28-3,5)	-	-	7 (7)	12	(1)-①-ア	本事業により、我が国の動物疾病診断・検査体制の国際的な信頼性が向上し、疾病発生時でも畜産物輸出が継続できる体制が構築される。これにより、「食料・農業・農村基本計画」の「科学的根拠に基づき、検疫協議を戦略的に実施」を具体化し、畜産物の輸出可能国を維持・増加することにより輸出促進に寄与する。	0060
(18)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (関連:29-3,9,11,13)	32,262 の内数 (31,226 の内数)	52,429 の内数 (49,286 の内数)	21,582 の内数 (20,170 の内数)	20,174 の内数	(1)-①-ア	産地における高付加価値化等による販売価格の向上、輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設等の整備等を支援する。この支援措置により、日本の農産物・食品の輸出額増加に寄与する。	0137
(19)	植物品種等海外流出防止総合対策事業 (平成29年度) (主)	-	-	-	83	(1)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ	海外における植物新品種の育成者権保護のため、海外出願相談窓口の設置、主な出願先国の海外出願マニュアルの作成及び育成者権取得経費を支援する。あわせて海外における植物品種保護に必要な技術的な課題の解決に向けた取り組みを行うとともに、東アジアにおける品種保護制度の整備・充実をはかるための協力活動を行う。 これらの支援措置により、海外における植物品種保護のための総合的な対策を推進し、我が国からの優良品種の海外流失等を防ぎ、輸出促進に寄与する。	新29-0004

(20)	新たな種類のJAS規格調査委託事業 (平成29年度) (主)	-	-	-	45	(1)-①-ア (1)-①-イ	市場のボーダーレス化に対応できるよう、国際標準との連動を見据え、我が国産品・事業者の強みをアピールできるJAS規格を制定し、標準・認証を戦略的に展開することで、食品産業・農林水産業の競争力強化を図るとともに、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	新29-0006
(21)	食産業海外展開検証事業 (平成29年度) (主)	-	-	-	60	(2)-①-イ	ロシアにおける外食産業の出店可能性検証や市場調査を実施することにより、ロシア進出を行う上での課題の整理等を行うことで、具体的な出店検討を行う企業の増加を促進し、我が国食品産業の現地法人数の増加に寄与する。	新29-0005
(22)	病院食等に関する調査事業 (平成29年度) (主)	-	-	-	13	(1)-①-ア	「8項目の日露協力プラン」のうち「医療水準を高め、ロシア国民の健康寿命の伸長に役立つ協力」においては、日露相互の協力の下に「予防・リハビリ・緩和医療分野の協力」等を進めることとしている。その一環として、食の観点からは日本食・日本式の病院食等の提供を提案しており、ロシアにおける病院食等の実態等を調査し、ロシアの食生活傾向を考慮した日本産食材の活用の可否等を把握することで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	新29-0007
(23)	中堅・中小食品関連企業海外展開特別対策事業 (平成29年度) (主)	-	-	-	83	(1)-①-ア (2)-①-ア	食産業のロシア展開に当たって障壁となる二カ国間の課題解決にむけたフォーラムの開催、商談会・展示会の開催による連携先開拓等により、海外展開を支援する。 この支援措置により、ロシアの食関連市場の獲得に向けた、食品産業のグローバル展開の推進が図られることに寄与する。	新29-0003
政策の予算額[百万円]			7,926 <0>	4,624 <0>	4,083 <0>			
政策の執行額[百万円]			7,665 <0>	4,208 <0>				

(注1)「予算額計」欄及び「29年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	財務省公表の貿易統計による農林水産物・食品の輸出額(確定値)により把握
			達成度合の判定方法	各年の輸出額を基本としつつ、「農林水産物の輸出力強化戦略」を踏まえた品目別輸出団体はじめ関係者の取組状況等を総合的に分析し、判定する。
		指標(イ)	把握の方法	農林水産省告示によりJAS規格の制定数を把握
			達成度合の判定方法	各年度に新たに制定されるJAS規格の数を基本としつつ、事業者が自らの強みを活かせるJAS規格の素案の策定状況等を総合的に分析し、判定する。
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	「食品産業グローバル展開インフラ整備事業」における研修・専門家派遣・マッチング・官民合同フォーラムへの参加者へ年度末にアンケートを実施し、事業で得た知識・人脈等がその後の活動に「活かされた」と回答した割合により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値)/(当該年度の目標値)×100 A'ランク:100%超、Aランク:90%以上100%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	「海外進出企業総覧」(東洋経済新報社)により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値-基準値)/(当該年度の目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(3)	目標①	指標(ア)	把握の方法	特定農林水産物等登録簿により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=地理的表示が登録されている都道府県数/年度毎目標値 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	農林水産省による海外出願支援事業者に対して登録数を調査することにより把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値(年間処理件数)/1,000(件)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	「東アジア包括的植物品種保護戦略委託事業」報告書により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値(セミナー開催数)/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	UPOV条約(植物の新品種の保護に関する国際条約)	植物の新品種を各国が共通の基本原則に従って保護することにより、優れた品種の開発、流通を促進し、もって農業の発展に寄与することを目的とする国際条約
----	---------------------------	--